

山梨・河口湖の夕焼け（撮影=上田憲作）

◆最新・行政の動き

今年度の最低賃金改定 全国一律50円UPか

大きく報道されているとおり、7月28日に開催された中央最低賃金審議会で、令和6年度の地域別最低賃金額改定の目安について全国加重平均で50円（昨年41円）になるとの答申が取りまとめられました。

なお、仮に答申の目安どおりに引上げが行われた場合、各県の最低賃金額は以下の通りです（カッコ内は現行）。

千葉県	1,076 円	(1,026円)	+50円
東京都	1,163 円	(1,113円)	+50円
埼玉県	1,078 円	(1,028円)	+50円
茨城県	1,003 円	(953円)	+50円

今後は、この答申を参考に、各地方最低賃金審議会で実態調査等を踏まえ、審議されます。

昨年と同様のスケジュールであれば、8月下旬には正式な最低賃金額が公表される見通しですので、来月号で紹介します。

トピックス

- 最新・行政の動き
- ニュース
- 実務に役立つQ & A
- 調査
- 今月の安全衛生
 - 送検事例にみる熱中症の予防措置義務-
- 今月の実務チェックポイント
 - 海外勤務者の報酬について-
- 助成金情報
- ちょっとひといきパズルの時間
- 今月の業務スケジュール

- 発行 -

社会保険労務士法人あいわ会

〒270-0176

千葉県流山市加 1-20-10

クレスト流山 102

電話：04-7158-1980

FAX：04-7158-1981

URL：<https://aiwasr.com>

◆ニュース

6割超が職安法違反 医療等3分野の監督結果 厚労省

医療・介護・保育の3分野の有料職業紹介事業のうち、6割を超える事業者が職業安定法等に違反していることが、厚生労働省実施の集中指導監督結果で明らかになりました。

3分野の職業紹介事業については、短期間での離職がめだつとして、昨年6月の「規制改革実施計画」において、転職勧奨とお祝い金規制にかかる集中監督を行うとしていました。厚労省は昨年8月～今年5月にかけて、1152事業所に指導監督を実施。そのうち716事業所（62.2%）で職安法等の違反がみられました。

お祝い金に関する違反は25件となりました。面接実施時に数千円の電子ギフトカードを支給した例や、知人を紹介した人と紹介を受けて求職登録した人に数万円の旅行券を支給した例などがみられました。職安法に基づく指針では、令和3年4月から「就職お祝い金」などの名目で金銭を提供し、求職申込みの勧奨を行うことを禁止しています。

手数料規制違反は409件に上りました。厚労省に届け出た手数料の上限を超える額の徴収や、求人者・求職者に手数料を書面で明示しないなどの違反が発覚しています。

都道府県労働局に設置した特別相談窓口には、「紹介手数料の一部が求職者へ支度金として支払われている」や「求職者確保キャンペーンと称して金品を提供する旨の広告が出ている」などの苦情が寄せられました。



整備士に3コース制 職場環境改善へ事例集 自動車整備連

全国各地の自動車整備業団体を会員とする日本自動車整備振興会連合会は、働きやすい職場作りに取り組んでいる事業者の好事例集を作成しました。整備士が多様なキャリアプランを選択できる制度を導入した(株)トータス（神奈川県大和市）など、全10社を掲載しています。

同社では、3つのコースを用意し、整備に関するスキルの向上を志す「専門職クラス」、営業などにもマルチに活躍する「スペシャリストクラス」、管理職をめざす「管理職クラス」に分けました。これまで接客レベルが高い整備士が評価されやすかった点を改善し、人材定着につなげています。

時間外労働の削減に取り組んだ(株)マッハ（福岡県北九州市）では、整備作業を伴う注文を完全予約制にし、在庫量を平準化しました。急な注文で昼食時間が中断されることもなく、閉店後にも作業がずれ込まなくなっています。

事例集は、国土交通省が自動車整備事業者の職場環境改善に向け、昨年3月に取りまとめたガイドラインの内容に合わせて作成しました。ガイドラインでめざすべき職場像として示された「働き方・労働条件」、「人間関係・コミュニケーション」、「人材開発」、「待遇（働く価値）」の4つの要素のいずれかに取り組んだ事例を収集しています。

タ	マ	リ	ナ	リ	タ
ケ	ツ	メ	イ	シ	ロ
	ダ	イ	ゴ	カ	ッ
テ	イ	ク	ミ	ン	ト
ニ	ラ	イ	チ	ダ	
ヲ	ア	マ	ノ	ガ	ワ
ハ	ナ	ビ	ク	ワ	タ

答え：ナツノトピラ

（夏の扉・松田聖子（1981））

◆送検

フォーク使用も接触の防止怠る 品川労基署

東京・品川労働基準監督署は、歩行中のトラック運転者がフォークリフトの荷の下敷きになり死亡した事故に関連して、一般貨物自動車運送事業者と本社代表取締役を労働安全衛生法第20条（事業者の講ずべき措置等）違反の疑いで東京地検に書類送検しました。駐車場内での積み込み作業に当たり、カラーコーンによって歩行者通路を確保するなど、フォークリフトとの接触防止措置を講じていなかった疑いです。

本労働災害は令和4年7月に、品川区の物流センター内で発生しました。同社の労働者がフォークリフトで高さ約2メートルのコンテナをトラックに積み込んでいる最中、コンテナが歩行中のトラック運転者に衝突。ぶつかったことに気付かずそのままコンテナを下ろし、コンテナの下敷きになり、死亡しています。

◆監督指導動向

教育状況の再確認を 経験3年未満で労災多発 岡山労働局

経験が浅い労働者に対する教育の定着状況の再確認を——岡山労働局は、機械・金属製品製造業での労働災害防止に向けたリーフレットを作成し、管内事業場へ対策を呼び掛けています。今年5月末までに同業種で発生した休業4日以上の労災は86件に上り、過去5年間で最多となりました。経験年数が3年未満の労働者による労災が、約半数の46件（53%）を占めています。

リーフレットでは、労働者を初めての作業に就かせる場合、身に着くまで繰り返し教育するよう求めました。教育の定着状況を確認し、定常作業であっても危険が潜んでいないか再点検するべきと促しています。

令和元～5年に機械・金属製品製造業で発生した労災は961件で、うち経験3年未満の労働者が被災した割合は41%でした。今年5月末時点で53%となっており、めだつた上昇傾向を示しています。事故の型別で最も多いのは腰痛やねんざなどの「動作の反動・無理な動作」で、13件発生しています。

同労働局健康安全課は「要因として、コロナ禍からの経済活動の回復が挙げられる。業務変更があった者や新規入職者が増え、業務の理解度に問題があると考えられる」と話しています。

◆実務に役立つQ&A

養育特例の対象に？ 育休で賞与減ったら

Q

育児休業期間と賞与の支払い時期が重なる従業員がいます。復帰後に賃金が低下したときには、年金額の計算で不利にならないよう「養育特例」の仕組みがあります。賞与が前年より下がったときに前年の額とみなす仕組みはないのでしょうか。

A

子が3歳に達するまでの養育期間中に標準報酬月額が低下したときでも、年金額に影響しないように養育前の標準報酬月額に基づき年金額を受け取ることができるのが、養育特例です（厚年法26条）。

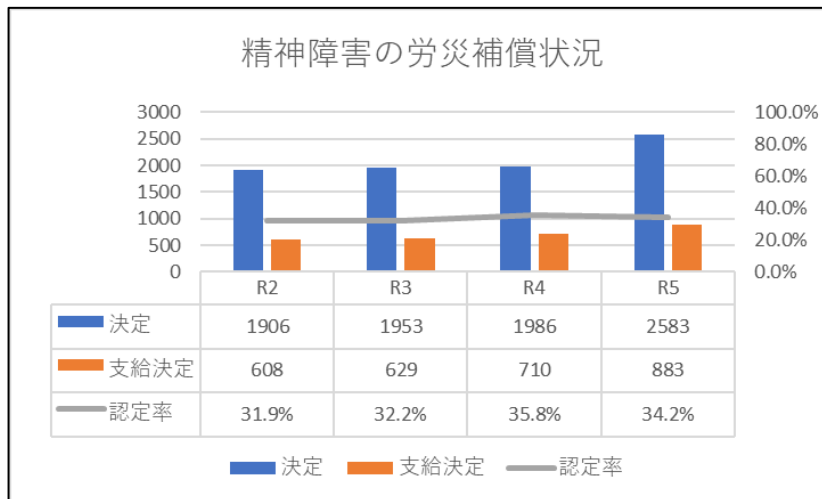
養育特例の対象となるのは標準報酬月額のみで、標準賞与額は対象としていません。厚年法26条は、概要、標準報酬月額が子を養育することとなった日の属する月の前月の標準報酬月額を下回る月について、従前の標準報酬月額を（年金額の計算の基礎となる）標準報酬月額とみなす、としています。

なお、育休中に賞与を支給して厚生年金等の保険料が免除されるときでも（法81条の2）、将来年金額を計算するには保険料を納めた期間として扱われます（日本年金機構）。

◆調査

精神障害の労災補償状況 パワハラによる労災認定率 5割超

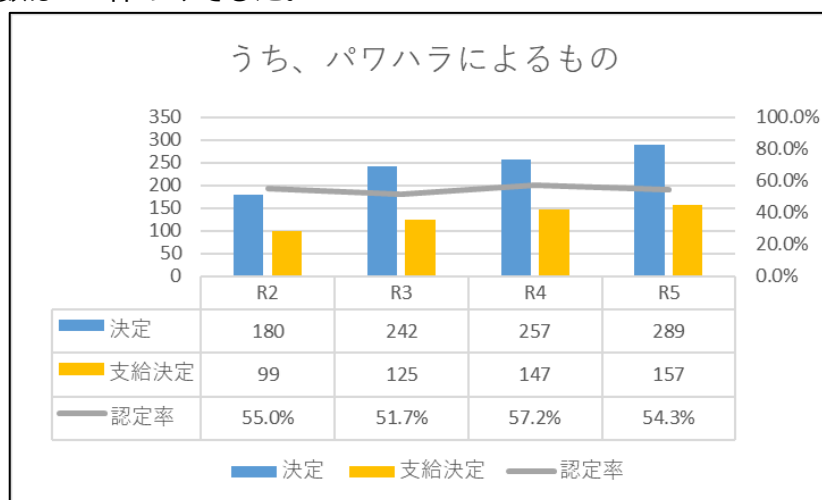
厚生労働省は令和5年度「過労死等の労災補償状況」を公表しました。過重な仕事が原因で発症した脳・心臓疾患や、仕事による強いストレスが原因で発病した精神障害について、「業務上疾病」と認定し労災保険給付を決定した支給決定件数などを取りまとめています。



令和5年度の公表によると、精神障害の労災請求件数は3,575件（前年度+892件）、支給決定件数は883件（前年度+173件）で、ともに過去最多を更新した一方、全体の決定件数に対する支給決定件数の割合（以下、認定率）は35%前後で推移しています。

支給決定件数を出来事別に見ると、「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」157件、「業務に関連し、悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」111件、「セクシュアルハラスメントを受けた」103件の順に多い結果となっています。

パワーハラスメントだけの労災補償状況をまとめると、以下の通り、労災認定率は精神障害全体を上回る55%程度で毎年推移していることがわかりました。なお、パワーハラスメントに該当しない上司とのトラブルについては別項目で集計され、決定件数599件に対し、支給決定件数は21件のみでした。



労働基準監督署で労災認定された場合、業務と損害との間に因果関係がある、とされている状態ですので、民事裁判でも損害賠償請求を肯定する方向に働きます。

この機会に、ハラスメント防止措置義務について見直してみたいはいかがでしょうか？

引用：令和5年度「過労死等の労災補償状況」※グラフは筆者がデータをもとに作成

◆今月の労働安全衛生 —送検事例にみる熱中症の予防措置義務—

梅雨明けから厳しい暑さが続いていますね。

今月は、職場での熱中症で送検された事例から、関連法令を紹介します。

【事件の概要】

令和5年7月3日、被災労働者は、一人で朝方から刈払機を用いて水田の畦道の草刈りをしていたところ、12時30分頃畦道で倒れているのを発見され、その後、搬送先の病院で死亡が確認された。令和6年3月25日、大町労基署は、松川村の農業事業者らを労働安全衛生法（労働安全衛生規則第617条）違反の疑いで、長野地方検察庁松本支部へ書類送検した。

労働安全衛生規則第617条

事業者は、多量の発汗を伴う作業場においては、労働者に与えるために、**塩及び飲料水**を備えなければならない。

（補足）労働者に持参させるのではなく、会社が作業場に備える必要がある。

なお、スポーツ飲料でもOK

労働安全衛生法第22条第2号、第27条1項により、会社は高温による健康障害を防止する措置を講じる義務が定められており、その具体的な方法が記載されているのが上記の労働安全衛生規則という構成になっています。

なお、エアコンのない倉庫作業中の熱中症で死亡災害では、以下の条文違反での送検となっていました。

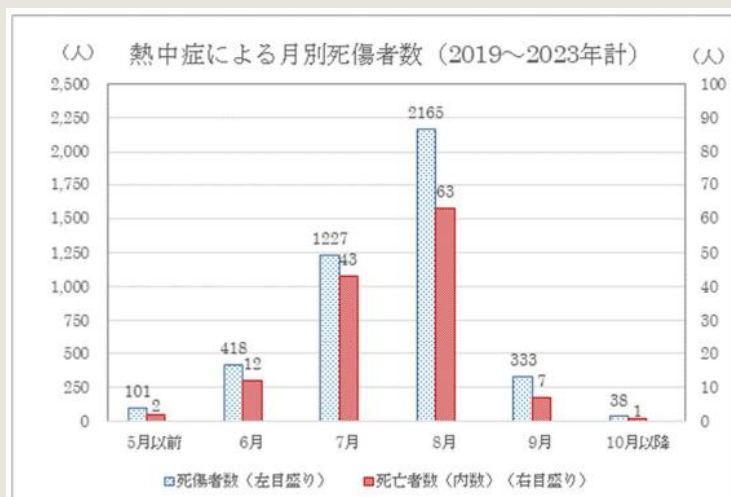
労働安全衛生規則第606条

事業者は、暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場で、有害のおそれがあるものについては、**冷房、暖房、通風等適当な温湿度調節**の措置を講じなければならない

屋外・屋内問わず、熱中症は防げる業務災害です。法令順守の気持ちで安全に業務に当たってください。

お盆明けは要注意！

以下の厚生労働省がまとめた2019年以降の月別の熱中症の死傷者数をみると、全体の約8割が7月又は8月に発生しています。



これは、気温の高さに加え、7月の梅雨明け、8月の盆休み明けで、体が暑さに慣れていない労働者が多いことが原因の一つです。

ヒトの体は、1～2週間をかけて徐々に暑さに慣れていく＝暑熱順化を行いますが、数日暑さから離れると、暑熱順化の状態がゼロになってしまうのです。

また、寝不足などの体調不良がある場合、熱中症リスクはさらに高くなります。

毎晩、パリ五輪での日本人選手たちの活躍から目が離せない今年の夏は、夜更かしし過ぎて熱中症になる人が増えるかも…？

◆今月の実務チェックポイント

海外勤務者の報酬について

今回は海外で勤務する従業員の報酬等について、標準報酬月額算定の基礎となる「報酬等」に含まれるのか否かを解説します。

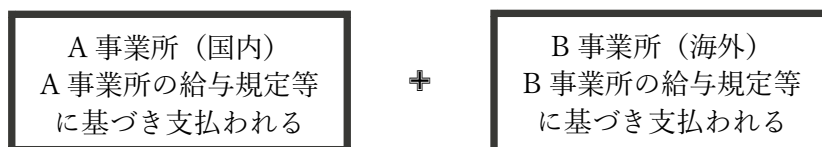
日本国内の厚生年金保険適用事業所で雇用関係が継続したまま海外で勤務する場合に、出向元から給与の一部（または全部）が支払われているときは、原則、健康保険・厚生年金保険の加入は継続します。

日本国内の適用事業所および海外の事業所双方から給与等が支給される場合に、「報酬等」に算入しないケースと「報酬等」に算入するケースがあります。実質的に国内のA事業所から支払われていることが確認できる場合は、海外のB事業所から支払われる給与等も「報酬等」に算入することになります。

●報酬等に算入しないケース

適用事業所（国内企業）の給与規定や出向規定等に海外勤務者に係る定めがなく、海外の事業所における労働の対償として直接給与等が支給されている場合は、適用事業所から支給されているものではないため、「報酬等」には含めません。

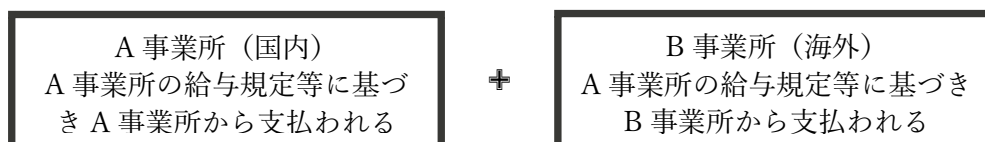
<例>国内のA事業所に勤務する被保険者が海外のB事業所に転勤し、A事業所およびB事業所の双方から給与をうけているが、B事業所から支給される給与等はB事業所の給与規定に基づいている場合（A事業所との雇用関係は継続）



この場合は、A事業所の給与規定に基づき支払われている給与等が「報酬等」になり、B事業所から支払われる分は算入しません。

●報酬等に算入するケース

<例>国内のA事業所に勤務する被保険者が海外のB事業所に転勤し、A事業所およびB事業所の双方から給与をうけているが、B事業所から支払われる給与等もA事業所の給与規定に基づいている場合（A事業所との雇用関係は継続）



この場合は、A事業所の給与規定や出向規定等に基づき、実質的にA事業所から支払われていることが確認できることになり、A事業所+B事業所から支払われる給与等の合計額が「報酬等」になります。

報酬等に算入するケースで、海外の事業所から外貨で給与を支払う場合は、実際に支払われた外貨の金額を、支払日の外国為替換算率を用いて、日本円に換算した金額を報酬額とします。

今回のケースに当てはまらない場合は、年金事務所へご確認下さい。

◆助成金情報

人材確保等助成金（テレワークコース）

人材確保等支援助成金（テレワークコース）は、良質なテレワークを制度として導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主が助成対象となります。

テレワーク勤務を、新規に導入する事業主の方および試行的に導入している、またはしていた事業主の方に加え、令和6年4月1日から既に導入済みで実施を拡大する事業主の方も対象となります。



1. 機器等導入助成

【支給要件】

- ・テレワーク実施計画認定日以降、機器導入助成の支給申請日までに、助成対象となる取組※を1つ以上行うこと。
※助成対象となる取組
 - ①就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更
 - ②外部専門家によるコンサルティング
 - ③テレワーク用通信機器等（注）の導入・運用
（注）令和6年4月1日から仮想オフィスに係るサービス利用料、クラウドを用いたコミュニケーションツール・ペーパーレス化ツールの利用料が助成対象となります。
 - ④労務管理担当者に対する研修
 - ⑤労働者に対する研修
- ・評価期間（機器等導入助成）における、テレワークに取り組む者として事業主が指定した対象労働者のテレワーク実績が、次のいずれかを満たすこと。
 - ① 評価期間（機器等導入助成）に1回以上対象労働者全員がテレワークを実施する または
 - ② 評価期間（機器等導入助成）に対象労働者がテレワークを実施した回数の週平均を1回以上とする
- ・テレワークの実施促進について企業トップ等からのメッセージ発信を行うなど、労働者がテレワークを実施しやすい職場風土作りの取組を行う事業主であること。

【助成額】

- 1企業あたり、支給対象となる経費の50%
（100万円またはテレワーク実施対象労働者数×20万円のいずれかの低い金額が上限）

2. 目標達成助成

【支給要件】

- ・評価期間後1年間の離職率が、計画提出前1年間の離職率以下であること。
- ・評価期間後1年間の離職率が30%以下であること。
- ・評価期間（目標達成助成）に、1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間（機器等導入助成）初日から1年を経過した日における事業所の労働者数に、計画認定時点における事業所の労働者数全体に占める対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること。

【助成額】

- 1企業あたり、支給対象となる経費の15%
（100万円またはテレワーク実施対象労働者数×20万円のいずれかの低い金額が上限）

※詳細は厚生労働省 HP「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」をご参照ください。

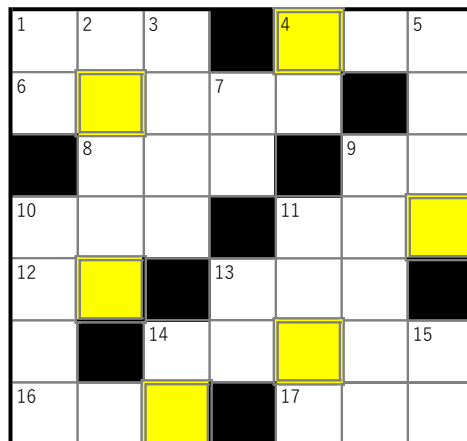
◆ちょっと、ひといき。パズルの時間

※答えは2ページに掲載

☆黄色いマスの文字を並び替えると、80年代アイドルのヒット曲があらわれます。

タテのカギ

1. メンマの原料となる植物
2. 江戸時代に寛政の改革を行った老中・○○○○○定信
3. 古い着物に手を加えて、アロハシャツを作っちゃおう！
4. ふなっしーは「○○の妖精」
5. 占いで用いられることが多いカード
7. 白と黒の石を交互に盤上に置いていくゲーム
9. 東京都内を流れる荒川水系の一級河川。
南こうせつのおすすめ曲としても有名
10. 「が」「は」「を」等の日本語の助詞のこと
11. 太平洋に面している東北4県を指すことば
13. 1LDKのLを日本語で言うと
14. 越谷市出身、鍛冶屋の力士。母校は南流山高校
15. クッションやぬいぐるみに入れるふわふわ素材



(出題 = 高草木彩)

ヨコのカギ

1. 水○○○、○○○ンド、○○○醤油
4. KIX = 関西国際空港、NGO = 中部国際空港、NRT = ○○○空港
6. 「夏の思い出」、「さくら」で有名なHIPHOPグループ
8. 千鳥のノブじゃないほう
9. 関東では卵とじが一般的な丼ものだが、ソースや味噌が主流の地域もある
10. 取り込む、連れて行くなどの意味の英単語
11. 日本ではハッカと呼ばれるシソ科植物の総称
12. アリシンを多く含むニオイが強い野菜。スタミナ料理には欠かせない
13. 南信州で生産されるブランド干し柿は「○○○柿」
14. 実は7/7よりも8月の夜空が見やすい。今年は8/10～下旬が見ごろ
16. 大曲や長岡は有名ですが、身近なところだと8月3日に手賀沼で開催
17. 元プロ野球選手で、Mattの父親

◆今月の業務スケジュール

労務・経理	慣例・行事
<ul style="list-style-type: none"> ●7月分の社会保険料の納付 ●7月分の源泉徴収所得税額・特別徴収住民税額の納付 	<ul style="list-style-type: none"> ●食品衛生月間 ●夏季休暇中の社内体制確立・対外広報 ●お中元のお礼状発送準備・発送
<p>※当事務所はお盆期間中も通常通り営業しています。</p>	

